解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年五月六日開催の臨時社員総会の決議並びに岡山県知事の認可により、平成二十九年十一月七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

岡山市中区原尾島一丁目三番一五号

医療法人中村小児科

清算人　中村　誠

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年六月三十日開催の社員総会の決議並びに山口県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

山口県岩国市山手町一丁目一〇番七号

医療法人社団部坂内科循環器科

清算人　天羽　満則

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十九年十一月十日石川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

石川県白山市熱野町イ二八番地一一

白山市曽谷町土地区画整理組合

清算人代表　北本　徹雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年三月一日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十九年二月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

東京都品川区東大井三丁目二〇番一一号

医療法人社団みやび会

清算人　寶田みはる

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年七月二十九日開催の臨時信徒総会の決議により平成二十九年十月二十五日兵庫県知事の認証を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

神戸市中央区中山手通二丁目二四番九号

宗教法人関西華僑基督協会

清算人　林　振福

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議並びに山口県知事の認可により、平成二十九年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年十一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

山口県山口市小郡下郷一二四八番地四二

医療法人池田医院

清算人　池田　圭子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東田川郡三川町大字押切新田字三本木六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　富樫千代美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

山形県鶴岡市ほなみ町一番一号ナエズサトウテナント二―A

相続財産管理人　弁護士　日詰　直史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区日進町三丁目六九三番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町三丁目六九三番地

被相続人　亡　冨田　勝典

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三―五―七高砂建物ビル六〇三号　稲野法律事務所

相続財産管理人　稲野　正明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区井田中ノ町二七九番地、最後の住所不詳

被相続人　亡　山下　タマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

東京都文京区本郷二丁目一七番一二号プロト本郷第二ビル三階坂井・鵜之沢・前田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　坂井　崇徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区京島一丁目一七四番地、最後の住所東京都墨田区墨田三丁目一九番一二号町田コーポ一〇二

被相続人　亡　稲場　宏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

東京都中央区銀座二―五―五共同ビル西銀座四階寺本法律会計事務所

相続財産管理人　弁護士　寺本　吉男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区足立四丁目五二番地、最後の住所東京都足立区島根一丁目五番一五号

被相続人　亡　河野登志子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

事務所東京都港区三田三丁目四番一八号二葉ビル一〇〇四号室わかば法律事務所

相続財産管理人　弁護士　面川　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都清瀬市元町二丁目五九一番地二八、最後の住所東京都清瀬市元町二丁目二一番八号

被相続人　亡　澁谷　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

東京都立川市曙町一丁目二五番一二号オリンピック曙町ビル九階田村・佐藤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田村　充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区等々力二丁目二六番地、最後の住所東京都練馬区西大泉五丁目三二番一号

被相続人　亡　後藤　知久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十一月二十九日

東京都千代田区四番町六―一一エルフェ四番町三〇一区新都総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　板橋　喜彦

第４期決算公告　平成29年11月29日

東京都目黒区青葉台三丁目６番28号

（旧本店　東京都新宿区西早稲田一丁目22番３号）

株式会社ミラクルポジティブ

代表取締役　庄司　顕仁

貸借対照表の要旨（平成26年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	95,006
	固定資産	11,801
	合計	106,808
負債及び純資産の部	流動負債	68,900
	固定負債	23,736
	株主資本	14,171
	資本金	8,000
	利益剰余金	6,171
	その他利益剰余金	6,171
	（うち当期純利益）	(7,185)
	合計	106,808